

太平洋工業グループ人権方針

太平洋工業グループ^{※1}は、「思いをこめて、あしたをつくる」をブランドスローガンとして掲げ、社会から信頼され、期待される企業として持続的な成長を続けていきたいと考えています。そのためには、太平洋工業グループの全ての活動が、人権を尊重するものでなければならないと認識しています。

これまでも太平洋工業グループは、企業理念の中で社員が「働く楽しみ」、「創る満足」を得る「場」の提供を掲げ、社員一人ひとりが高い倫理観と誠実さをもって行動することを行動規範及び行動ガイドラインにおいて表明し、人権を尊重する責任を果たすよう努力してまいりました。

この度、その考え方を人権方針として明文化いたしました。

なお、この人権方針は、太平洋工業グループ各社の全ての役員・社員^{※2}に適用します。

※1 太平洋工業グループとは、太平洋工業および国内外の子会社

※2 太平洋工業グループ各社の全ての役員・社員とは、国籍・性別等を問わず、太平洋工業グループ各社の取締役、監査役、執行役員のほか、雇用契約に基づきその職務に従事している者、受入出向者、派遣社員をいいます。

1. 基本方針

太平洋工業グループは、事業を行う各国・地域の法令を遵守するとともに、「国際人権章典」や「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関(ILO)宣言」などの国際規範を尊重します。また、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を参照し、事業活動を通じて、人権に影響を与える課題等が生じた場合、是正に向けて人権を尊重する取り組みを推進していきます。

具体的には、太平洋工業グループは、グローバル社会の良識ある一員として、高い倫理観と誠実さをもって行動するための原則としての「行動規範」を全従業員と共有し、その具体的な指針を「行動ガイドライン」としてまとめました。その中に人権尊重・差別禁止、ハラスメントの禁止、児童労働や強制労働の禁止等、人権に関する事項を明記しています。また、取引先についても、人権に関する要請事項を含んだ「仕入先 CSR ガイドライン」を共有しています。これらガイドラインの実施を通じて、人権尊重の取り組みを進めていきます。

2. 人権リスクの把握・評価・防止

太平洋工業グループは、人権デューデリジエンスのしくみを通じて、人権への負の影響を特定し、その防止、または軽減を図るよう努めます。これには、「行動ガイドライン」及び「仕入先 CSR ガイドライン」の実施状況についての、定期的なモニタリングを含みます。

3. 救済

太平洋工業グループは、人権侵害行為を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、あるいはこれを発見した場合、適切な手続き^{※3}を通じてその救済に取り組みます。

※3 太平洋工業グループは、所属上長や内部通報制度窓口を通じて人権侵害行為等の把握に努めます。内部通報制度の窓口には、社内相談窓口としての倫理・苦情相談窓口のほか、経営陣から独立した第三者的立場を有する社外役員・監査役を受付窓口とする独立相談窓口があります。

4. 教育

太平洋工業グループは、本方針が事業活動全体に定着するよう、社員一人ひとりに人権問題への啓発を進め、正しい理解が進むように取り組みます。

5. 定期的な見直し・改善

太平洋工業グループは、定期的に本方針を見直し、必要に応じて改正・改善を実施します。

2021年2月3日 太平洋工業株式会社 取締役会承認

太平洋工業株式会社
代表取締役社長 小川 信也